

福岡県公報

令和 4 年 7 月 26 日
第 318 号

目 次

告 示 (第721号 - 第737号)

○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(漁業管理課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所(所在地)の変更	(保護・援護課)	5
○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	(環境保全課)	5
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	6
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	6
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	6
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
公 告		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)	8

○宅地建物取引業者の免許の取消しの公告の訂正	(建築指導課)	8
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	8
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○福岡県営都市公園の指定管理者の募集	(公園街路課)	12
○筑後広域公園芸術文化交流施設の指定管理者の募集	(文化振興課)	14
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	16
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	16
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	16
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	17
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	17
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	17
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	17
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	17
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	18
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	18
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	19
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	19
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	19
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	19
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	20
○土地取用法に基づく土地の立入りの許可	(用地課)	20
○福岡自治研修センター及び福岡県市町村職員研修所の指定管理者の		

- 募集 (人事課) ……20
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……22
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……22
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ……22
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ……23
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録事項の変更の届出 (林業振興課) ……23

教育委員会

- 福岡県立スポーツ科学情報センターの指定管理者の募集 (教育庁体育スポーツ健康課) ……23
- 福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等の指定管理者の募集 (教育庁体育スポーツ健康課) ……25

労働委員会

- 福岡県労働委員会あっせん員候補者名簿について (労働委員会事務局調整課) ……26

告示

福岡県告示第721号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
-----	-----	----------------------	-----

糸島市二丈吉井 糸島市二丈福井	梅本 千利志 丸尾 敏和	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧福吉漁業協同組合の地区 (福吉加入区)	小型特定漁業、小型一般漁業、総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業であって二双吾智網漁業以外の漁業及び小型定置網漁業
糸島市志摩船越 〃	濱山 新 濱山 勝渡	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧船越漁業協同組合の地区 (船越加入区)	小型特定漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業
糸島市志摩芥屋 〃	山下 賢介 吉村 利孝	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧芥屋漁業協同組合の地区 (芥屋加入区)	総トン数1トン以上10トン未満の漁船により営む漁業及び小型定置網漁業
福岡市西区大字宮浦 〃	板谷 和正 戸田 利則	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧唐泊漁業協同組合の地区 (唐泊加入区)	小型特定漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業

福岡県告示第722号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
八女生144	ひさしたかし整形外科クリニック 八女五院	八女市蒲原字志ノ江991-1	R4・7・1
小生120	めぐみ内科	小郡市津古815-1	R4・6・1
う生48	医療法人 平井内科医院	うきは市吉井町清瀬584-2	R4・6・1
柳生130	津末医院	柳川市三橋町久末809-1	R4・6・1
大生464	吉田外科整形外科医院	大牟田市通町一丁目7番地	R4・5・17

粕生412	くどう内科	糟屋郡粕屋町原町一丁目7-8	R4・7・1
粕生413	かよ皮ふ科	糟屋郡宇美町宇美一丁目9-19	R4・7・1
小生歯64	アポロ歯科医院	小郡市山隈234-22	R4・4・1
京生歯103	中川歯科医院	京都郡苅田町神田町二丁目32-3	R4・1・3
粕生薬190	野間薬局宇美橋店	糟屋郡宇美町宇美一丁目8-23	R4・7・1
像生薬72	タケヒロ薬局 宗像店	宗像市稲元1035-6	R4・7・1
筑紫生薬99	ちくし薬局	筑紫野市筑紫駅前通一丁目10-105	R4・6・1
筑紫生薬100	のだ薬局	筑紫野市針摺中央一丁目9-41	R4・7・1
八女生薬56	オトノハ薬局 蒲原店	八女市蒲原991-1	R4・7・1
小生薬57	平成堂薬局小郡店	小郡市小郡1523-3	R4・7・1
像生訪12	訪問看護ステーション りりー	宗像市東郷1168-6	R4・6・1

福岡県告示第723号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生383	新宮中央こどもクリニック	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目1番19号	R4・5・8

う生39	平井内科医院	うきは市吉井町清瀬584-2	R4・5・31
柳生98	医療法人津末医院	柳川市三橋町久末809-1	R4・5・31
大生407	吉田外科整形外科医院	大牟田市通町一丁目7番地	R4・5・16
行生77	医療法人 蛭崎整形外科医院	行橋市行事二丁目4-12	R4・4・30
行生105	医療法人しらかわ医院	行橋市北泉二丁目4-3	R4・5・31
小生27	渡辺内科胃腸科医院	小郡市津古815-1	R4・5・31
小生歯48	アポロ歯科医院	小郡市山隈234-22	R4・3・31
京生歯38	中川歯科医院	京都郡苅田町神田町二丁目32-3	R4・1・2
宰生薬42	株式会社アシストメディスン 芝原調剤薬局	太宰府市通古賀六丁目7-1	R4・5・31
行生薬82	コスモス薬局行事店	行橋市行事二丁目4-15	R4・4・30

福岡県告示第724号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
春生179	みやい内科クリニック	クリニックホームドクターズ	春日市須玖南四丁目30番地	R4・7・1
飯生270	医療法人穂波整形外科医院	穂波整形外科	飯塚市太郎丸742番地	R4・6・3

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
宰生歯56	まつうら歯科	太宰府市向佐野三丁目6番地	太宰府市向佐野三丁目1-18	R4・5・13
宗遠生歯8	しんどう歯科医院	遠賀郡水巻町古賀三丁目12-31	遠賀郡水巻町古賀三丁目11-1	R4・5・1
飯生薬158	タケシタ調剤薬局 嘉穂店	飯塚市太郎丸271番地5	飯塚市太郎丸265番地	R4・5・1
豊生薬25	さんらく薬局	豊前市大字三楽155-3	豊前市大字三楽156-4	R4・5・1

福岡県告示第725号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
柳生薬15	平成堂薬局 矢加部店	柳川市矢加部229-1	R4・5・5

福岡県告示第726号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大野生マ51	畠中 卓也（ベースアップ）	大野城市上大利四丁目1-25-502	R4・6・10
大野生マ52	高山 順一郎（ベースアップ）	大野城市上大利四丁目1-25-502	R4・6・10
田川生マ69	浦野 良治（あん摩マッサージ指圧 ゆいまる）	田川郡糸田町4129番地1-12-6号	R4・6・8
大生柔101	溝口 泰弘（福富整骨院 ゆめタウン大牟田院）	大牟田市旭町二丁目28-1	R4・5・5
田生柔85	今村 真八（長生庵）	田川市大字伊田2741-11 KMビル1階	R4・6・1
八女生柔45	深町 和貴（みんなの整骨院）	八女市本村73番4	R4・6・1
中生柔47	斉藤 晃成（さいとう整骨院）	中間市浄花町8-23	R4・6・1
中生柔48	松尾 教史（さいとう整骨院）	中間市浄花町8-23	R4・6・1
春生柔68	小林 匡之（八亀はり・きゅう整骨院）	春日市上白水三丁目119	R4・6・1
那珂生柔3	川崎 雄三（なかがわ整骨院）	那珂川市中原三丁目127	R4・4・1
粕生柔212	石松 潤也（志免中央整骨院）	糟屋郡志免町南里二丁目1-1	R4・6・1
粕生柔213	柿森 優作（志免中央整骨院）	糟屋郡志免町南里二丁目1-1	R4・6・1
粕生柔214	酒井 ちひろ（志免中央整骨院）	糟屋郡志免町南里二丁目1-1	R4・6・1
粕生柔215	古川 知明（志免中央整骨院）	糟屋郡志免町南里二丁目1-1	R4・6・1
粕生柔216	酒井 優（志免中央整骨院）	糟屋郡志免町南里二丁目1-1	R4・6・1
北筑後生柔16	清武 陽（清武整骨院）	朝倉郡筑前町依井953-1	R4・5・7
大野生はき29	畠中 卓也（ベースアップ）	大野城市上大利四丁目1-25-502	R4・6・10
大野生はき30	高山 順一郎（ベースアップ）	大野城市上大利四丁目1-25-502	R4・6・10
像生はき23	松永 百合香（神湊鍼灸院）	宗像市神湊904	R4・5・22

那珂生はき1	林田 拓樹 (なかがわ整骨院)	那珂川市中原三丁目127	R4・4・1
粕生はき39	田島 勇輝 (さくら鍼灸院)	糟屋郡宇美町光正寺三丁目5-40	R4・6・6

福岡県告示第727号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
田川生マ68	高橋 さゆり (あん摩マッサージ指圧 ゆいまー)	田川郡糸田町4129番地1-12-6号	R4・5・31
直生柔47	山野 州康 (整骨院 長生庵)	直方市新知町6-48	R4・6・1
飯生柔100	豊田 真之 (整骨院 長生庵 飯塚院)	飯塚市西町2-87 センタービル1階	R4・6・1
粕生柔193	和田 悠幾 (志免中央整骨院)	糟屋郡志免町南里二丁目1-1	R4・3・22
粕生柔202	後藤 蓮 (志免中央整骨院)	糟屋郡志免町南里二丁目1-1	R4・3・22
田生柔59	西野 剛 (長生庵)	田川市大字伊田2741-11	R4・6・1
京生柔47	奥田 綾介 (整骨院 長生庵)	京都郡苅田町富久町一丁目5-10	R4・6・1
直生はき20	山野 州康 (鍼灸院 長生庵)	直方市新知町6-48	R4・6・1
像生はき21	吉田 智宏 (神湊鍼灸院)	宗像市神湊904	R4・5・22

福岡県告示第728号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

住所（所在地）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
田生マ37	祝 義朗 (福助施術所) 田川市日の出町3-24	祝 義朗 (福助施術所) 田川市大字伊田3816番地	R4・6・9
田川はき4	祝 義朗 (福助施術所) 田川市日の出町3-24	祝 義朗 (福助施術所) 田川市大字伊田3816番地	R4・6・9

福岡県告示第729号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定する要措置区域
糟屋郡粕屋町大字柚須字石橋128番1及び129番1の各一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置
当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（規則別表第6の1の項の中欄）

福岡県告示第730号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定する形質変更時要届出区域
槽屋郡粕屋町大字柚須字石橋127番4、128番1及び129番1の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

福岡県告示第731号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第370号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石松3	田川郡福智町市場（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福智町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第732号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡県告示第371号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
石松3	田川郡福智町市場（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福智町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第733号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年7月福岡県告示第598号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
伏原-3	田川郡福智町赤池（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面2は省略し、その図面を福智町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第734号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年7月福岡

県告示第599号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
伏原-3	田川郡福智町赤池(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面2は省略し、その図面を福智町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第735号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石松-3	田川郡福智町市場(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
伏原-3	田川郡福智町赤池(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
伏原-4	田川郡福智町赤池(別紙図面3に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から3は省略し、その図面を福智町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第736号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第

57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
石松-3	田川郡福智町市場(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
伏原-3	田川郡福智町赤池(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
伏原-4	田川郡福智町赤池(別紙図面3に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から3は省略し、その図面は福智町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第737号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

久留米	県	道	善導寺 停車場 耳納	前	久留米市山本町耳納1134番1先から 久留米市山本町耳納1128番1先まで	5.1 ～ 6.6	86.1
				後	久留米市山本町耳納1134番1先から 久留米市山本町耳納1128番1先まで	12.5 ～ 13.2	86.1

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）の制定による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和4年7月12日

公告

宅地建物取引業者の免許の取消しの公告（福岡県公報第309号）において、免許番号に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事(1) 第18422号	株式会社アールファーマ 代表者 濱田 恵子	福岡市早良区藤崎1-1-47

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

捜査支援カメラシステム賃貸借契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法

律第226号) 第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)

カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。))と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む。))及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第2号)

エ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

オ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業

年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票(様式第4号)

ケ 営業概要表(様式第5号)

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等

サ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)

シ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)

ス 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿)(様式第9号)

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの)

ツ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和4年8月25日(木曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

捜査支援カメラシステム賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和5年1月1日から令和9年12月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和4年9月15日（木曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2244

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和4年7月26日（火曜日）から令和4年9月5日（月曜日）までの福岡県の休日
を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日
」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和4年9月15日（木曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期
限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和4年9月16日（金曜日）午前10時00分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合におい
て、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係
のない職員を立ち合わせてこれを行う。

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項
の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担
保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額と
するもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担
保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額
とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに
加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積
金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停

止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関 (W T O) 協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報 (公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A leasing contract for investigative support camera system
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 P. M. on September 15, 2022
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2244)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 7 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市太郎丸字金畠707番1、707番2及び711番並びに字中園712番1から712番3まで並びに字葉広1612番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
田川郡赤村大字赤4538番地2
社会福祉法人サミック
理事長 原田 峰敏

公告

福岡県営都市公園の指定管理者を次のとおり募集する。

令和 4 年 7 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定管理者が管理を行う施設
下記の施設について、それぞれ募集を行う。

名 称	所 在 地
中央公園	北九州市小倉北区井堀、都、上到津、八幡東区高見、八王寺町、槻田、戸畑区金比羅町
筑豊緑地	飯塚市仁保、鹿毛馬
筑後広域公園 (筑後広域公園芸術文化交流施設を除く。)	筑後市大字津島、尾島、みやま市瀬高町本郷、長田

- 2 予定される指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

- (3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、同一施設における単独応募又は他のグループでの応募を

行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次の(1)から(8)までに掲げるものとする。

- (1) 有料施設の利用の承認及び利用料金の徴収
- (2) 施設利用者への指示
- (3) 行為の制限及び許可に関する業務
- (4) 安全確保等のための施設の利用の禁止及び制限並びに有料施設の利用の承認の取消し
- (5) 福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）違反等の場合における有料施設の利用承認及び行為の許可の取消し等
- (6) 行為の許可に伴う使用料の徴収
- (7) 諸施設の維持及び保守に関する業務
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に施設の管理を行うことができると認めたものを、指定管理者として指定する。

- (1) 4に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (5) その他知事が施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

- (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
イ 収支計画書
ウ 団体の事業及び活動内容等に関する書類
エ 団体の財務状況に関する書類
オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和4年7月26日（火）から令和4年9月16日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から令和4年9月16日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

各施設ごとに、現地において、次のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

名 称	日 時
中央公園	令和4年8月5日（金）午後2時00分から
筑後広域公園	令和4年8月8日（月）午後2時00分から
筑豊緑地	令和4年8月10日（水）午後2時00分から

7 その他

県は、指定管理者と各施設の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部公園街路課管理係

電話 092-643-3724 ファクシミリ 092-643-3752

E-mail koen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

筑後広域公園芸術文化交流施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
筑後広域公園芸術文化交流施設	筑後市大字津島1131

2 予定される指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、

破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 有料施設の利用の承認及び利用料金（指定管理者の収入）の徴収

(2) 施設利用者への指示

(3) 行為の制限及び許可に関する業務

(4) 公衆の利用に危険であるとき等における施設の利用の禁止及び制限並びに有料施設の利用承認の取消し

(5) 福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）に違反している場合等における有料施設の利用承認又は行為の許可の取消し等

(6) 行為の許可に伴う使用料（県の収入）の徴収

(7) 諸施設の維持及び保守に関する業務

(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に施設の管理を行うことができると認められたものを、指定管理者として指定する。

(1) 4に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させる

ことができるものであること。

(2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。

(3) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。

(4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。

(5) その他知事が施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、「ふくおか電子申請サービス」（<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>）を利用し、電子データで提出すること（データによる提出が難しい場合は、事前に相談すること）。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

令和4年7月26日（火）から同年9月16日（金）まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領は、この公告の日から令和4年9月16日（金）まで（ただし、福岡県の休日を含め、この公告の日から令和4年9月16日（金）まで（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で配布するほか、県のホームページ

ージ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(5) 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) を参照のこと。

ア 日時

令和4年8月5日(金) 午前10時00分から

イ 場所

筑後広域公園芸術文化交流施設(筑後市大字津島1131)

7 その他

県は、指定管理者と施設の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等及び募集要領の配布場所並びに問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県人づくり・県民生活部文化振興課文化第二係

電話 092-643-3383 ファクシミリ 092-643-3347

E-mail bunshin@pref.fukuoka.lg.jp

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、粕屋町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量(写真測量による数値地形図作成)

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間

実施地域	実施期間
粕屋町全域	令和4年6月2日から 令和4年8月31日まで

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量(用地測量、基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
芦屋町、行橋市、築上町、みやこ町	令和4年6月24日から 令和4年9月2日まで

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、遠賀町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量(3級基準点測量、3級水準測量)

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀町(一部)	令和4年7月1日から 令和4年9月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市（一部）	令和4年7月6日から 令和5年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、田川市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川市	令和4年8月1日から 令和5年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条

において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量、3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市	令和4年6月9日から 令和5年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
行橋市大字徳永地内	令和4年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州森林管理局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
宮若市、豊前市、久山町、築上町、上毛町、みやこ町、添田町	令和4年3月4日

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

遠賀広域都市計画道路3・5・47-1号 直方芦屋線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和4年8月18日 午後6時30分から

(2) 場所

芦屋町役場 4階44会議室（遠賀郡芦屋町幸町2番20号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 遠賀広域都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・5・47-1号 直方芦屋線	起点 芦屋町祇園町 終点 芦屋町正門町 主な経過地 芦屋町高浜町	約1,410メートル

(2) 閲覧

令和4年7月26日から同年8月9日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び芦屋町役場企画政策課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和4年8月9日（必

着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べるができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）ドラッグコスモス田主丸店

(2) 所在地 久留米市田主丸町豊城字黒嶋1660番1外6筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等
特になし
- (2) 騒音の発生に係る事項
騒音に関しては住宅が近隣にあることから、早朝における業者等搬入車両の走行及び荷捌き作業については、作業員、及び業者に対して騒音防止の徹底に努めること。
- (3) 廃棄物に係る事項等
特になし
- (4) 街並みづくり等への配慮等
特になし
- (5) その他
他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ドラッグコスモス長者原店
 - (2) 所在地 糟屋郡粕屋町長者原字沼ノ内771番1
 - 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし
-

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 久留米市本店舗
 - (2) 所在地 久留米市本山二丁目800番外
 - 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特にありません
-

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ドラッグコスモス長者原店
 - (2) 所在地 糟屋郡粕屋町長者原字沼ノ内771番1
 - 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし
-

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン久留米
- (2) 所在地 久留米市新合川一丁目39番地外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特にありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン筑紫野
- (2) 所在地 筑紫野市針摺30番21外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

当該変更届出の内容に関しまして特に意見はありません

公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、土地立入りの許可

をしたので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 起業者の名称

九州電力送配電株式会社

2 事業の種類

特別高圧送電線220kV鳥栖三池線総合更新工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

久留米市城島町大字江島字中ノ坪、字藤吉、字南田及び字有吉、大字四郎丸字二反田及び字向七夕、大字上青木字一ノ坪、字庄ノ前、字外崎、字八ノ坪、字太伊林、字局笠及び字東京田並びに大字江上本字蛭町及び字新堀地内

大川市大字下林字京手地内

4 立ち入ろうとする期間

令和4年9月1日から令和5年5月31日まで

公告

福岡自治研修センター及び福岡県市町村職員研修所の指定管理者を次のとおり募集する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡自治研修センター及び福岡県市町村職員研修所	大野城市大字乙金8番地1

2 予定される指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全

て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者
 - ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者
 - オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
 - キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの
 - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの
- (3) グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡自治研修センター及び福岡県市町村職員研修所（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務

- (2) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成できると認めたものを、指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的な基盤を有しているものであること。
- (4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、持参、郵送又はインターネットにより提出すること。

- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容等に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間及び提出先等

ア 持参又は郵送による場合

(ア) 提出期間

令和4年7月26日（火）から令和4年9月16日（金）まで（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで。

(イ) 提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部人事課人事第2係

イ インターネットによる場合

(ア) 提出期間

令和4年7月26日(火)から令和4年9月16日(金)まで

(イ) 提出方法

「ふくおか電子申請サービス」(<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>)により行うこと。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領は、この公告の日から令和4年9月16日(金)まで(ただし、県の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で配布するほか、県のホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。

(5) 説明会の開催

現地において、下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)を参照のこと。

ア 日時

令和4年8月10日(水) 午後1時30分から午後3時30分まで

イ 場所

福岡自治研修センター(大野城市大字乙金8番地1)

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等及び募集要領の配布場所並びに問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部人事課人事第2係

電話 092-643-3037 ファクシミリ 092-643-3043

E-mail jinjika-jinji@pref.fukuoka.lg.jp

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市有田字平田328番1、329番1及び329番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市有田1063番地
社会福祉法人桂信会
理事長 吉田 桂子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字西内畑423番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市大崎1083番地クラルテ103
田熊 祐貴、田熊 美咲

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
筑後北部土地改良区	令和4年7月14日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
大川紅粉屋土地改良区	令和4年7月14日

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者から登録事項の変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和4年7月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧別	登録番号	生産事業者		事業所		変更年月日
		氏名又は名称	所在地	名称	所在地	
新	福岡県第517号	森山林業株式会社	八女市矢部村北矢部12075-10	森山林業株式会社	八女市矢部村北矢部12075-10	R.4.6.7
旧		森山浩三	八女市矢部村北矢部12075-10	森山林業	八女市矢部村北矢部12075-10	

新	福岡県第523号	森山敏治	八女市矢部村北矢部12075-10	森山林業株式会社	八女市矢部村北矢部12075-10	R.4.6.7
旧		森山敏治	八女市矢部村北矢部12075-10	森山林業	八女市矢部村北矢部12075-10	

教育委員会

公告

福岡県立スポーツ科学情報センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和4年7月26日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名称	所在地
福岡県立スポーツ科学情報センター	福岡市博多区東平尾公園二丁目1番4号

2 予定される指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 福岡県に納付する県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県立スポーツ科学情報センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) センターの利用料金の徴収に関する業務
- (3) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
- (4) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができ、住民の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務

に係る経費の縮減が図られるものであること。

- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他福岡県教育委員会がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書及び次に掲げる書類を、ふくおか電子申請サービス（以下「電子申請」という。）を利用し、提出すること。

なお、電子申請による提出が難しい場合は、事前に8まで相談すること。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

この公告の日から令和4年9月16日（金曜日）までとする。

なお、電子申請による提出が難しい場合は、同期間（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までとする。

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領は、この公告の日から令和4年9月16日（金曜日）午後5時45分までの間、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることができる。また、同期間（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で配布も行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

令和4年8月10日（水曜日）午後2時00分から

イ 場所

福岡県立スポーツ科学情報センター（福岡市博多区東平尾公園二丁目1番4号）

7 その他

福岡県教育委員会は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先（電子申請を除く。）、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）

電話 092-643-3921 ファクシミリ 092-643-3926

電子メール ksports@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等の指定管理者を次のとおり募集する。

令和4年7月26日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等	久留米市東櫛原町170番地1

2 予定される指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 福岡県に納付する県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務

(2) センターの利用料金の徴収に関する業務

- (3) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
- (4) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興及び久留米市民の体位向上を図ることができ、住民の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他福岡県教育委員会がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書及び次に掲げる書類を、ふくおか電子申請サービス（以下「電子申請」という。）を利用し、提出すること。

なお、電子申請による提出が難しい場合は、事前に8まで相談すること。

- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

この公告の日から令和4年9月16日（金曜日）までとする。

なお、電子申請による提出が難しい場合は、同期間（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までとする。

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。

募集要領は、この公告の日から令和4年9月16日（金曜日）午後5時45分までの間、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることができる。また、同期間（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で配布も行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

令和4年8月9日（火曜日） 午前10時00分から

イ 場所

久留米総合スポーツセンター総合体育館（久留米市東櫛原町170番地1）

7 その他

福岡県教育委員会は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先（電子申請を除く。）、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）

電話 092-643-3921 ファクシミリ 092-643-3926

電子メール ksports@pref.fukuoka.lg.jp

労働委員会

公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

令和4年7月26日

福岡県労働委員会会長 徳 永 響

氏 名	委嘱年月日	現 職 等	備 考
上 田 竹 志	令和3.11.26	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
大 坪 稔	令和3.11.26	九州大学大学院経済学研究院教授	同上
徳 永 響	令和3.11.26	弁護士	同上
所 浩 代	令和3.11.26	福岡大学大学院法学研究科教授	同上
服 部 博 之	令和3.11.26	弁護士	同上
丸 谷 浩 介	令和3.11.26	九州大学大学院法学研究院教授	同上
森 裕 美 子	令和3.11.26	弁護士	同上
金 光 千 春	令和3.11.26	福岡県教職員組合特別執行委員	現労働者委員
桑 原 忠 志	令和3.11.26	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	同上
先 川 勇 司	令和3.11.26	九州電力労働組合本店支部執行委員長	同上
高 田 章 男	令和3.11.26	全日本運輸産業労働組合福岡県連合会書記長	同上
藤 田 桂 三	令和3.11.26	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
溝 田 由 美 子	令和4.7.12	全日本自治団体労働組合福岡県本部特別執行委員	同上
吉 村 淳 治	令和3.11.26	自動車総連福岡地方協議会議長	同上
有 馬 紀 顕	令和3.11.26	福岡県経営者協会顧問	現使用者委員
内 場 千 晶	令和3.11.26	株式会社九電工理事ダイバーシティ推進室長	同上
熊 手 艶 子	令和3.11.26	税理士法人くまで会計事務所代表社員税理士	同上
竹 内 直 行	令和3.11.26	株式会社井筒屋本店CS統括部マネージャー	同上
中 村 年 孝	令和3.11.26	福岡県経営者協会専務理事	同上
吉 村 達 也	令和3.11.26	博多バスターミナル株式会社代表取締役社長	同上
和 田 金 也	令和3.11.26	株式会社岩田屋三越取締役執行役員総務・経営企画部長	同上
山 下 昇	令和3.11.26	九州大学大学院法学研究院教授	前公益委員

隈 本 泰 清	令和3.11.26	UAゼンセン福岡県支部顧問	前労働者委員
島 添 幹 子	令和3.11.26	全日本自治団体労働組合福岡県本部特別執行委員	同上
谷 川 由 利 子	令和3.11.26	総合メディカル株式会社取締役常務執行役員	前使用者委員
宮 田 克 彦	令和3.11.26	西日本鉄道株式会社顧問	同上
白 鳥 義 文	令和4.4.8	福岡県労働委員会事務局長	
山 本 隆 二 郎	令和3.11.26	福岡県労働委員会事務局次長（兼）審査課長	
野 田 勝 宏	令和4.4.8	福岡県労働委員会事務局調整課長	